

三重県住生活基本計画（素案）に対する意見募集結果について

1 実施期間 平成29年1月10日から平成29年2月9日

2 寄せられたご意見の件数 13件

3 ご意見の内容と対応について

	ご意見の内容	対応
1	<p>「高齢者、子どもを地域全体で見守るための住まい等の環境整備」に取り組むことが必要です・・・(P5)とあります。まさしくその通りで喫緊の課題です。後述しますが、コンセプトを明確にして取り組む必要があります。</p> <p>地域コミュニティの形成：どのようなコミュニティを創造するのか。</p> <p>高齢者との交わり：直接の交わりがベストであるが、ICTの活用もあるかも。</p> <p>連携：地域包括ケア、NPO等</p> <p>具体的な施策はどうなっていますか。</p>	<p>「地域コミュニティ」については、(2)基本方針2の実現の方向「④地域とともに発展する住まいづくり」において、「地域コミュニティの活性化と再生に向け、高齢者のみの世帯と子ども世帯との近居やUIターンなどに取り組めます。」とし、基本的施策において「特に、人口減少や少子高齢化の進行によって地域コミュニティ機能が既に低下している地域においては、UIターン希望者の移住等を促進することで、人々の活気とコミュニティの再生を図る」こととしています。</p> <p>具体的な施策としては、基本的施策において、県の役割として「コンパクトなまちづくりに向けた住まいづくりの支援」等に取り組むことと、県の取組においては「市町の立地適正化計画等を踏まえたコンパクトなまちづくりに向けた住宅移転等の誘導支援」を行うこととしています。</p> <p>高齢者との交わり、連携に関する部分については、さらに詳細な取組等における実施段階での参考にさせていただきます。</p>
2	<p>健康的な住まいの普及とその教育(住育)に取り組めます・・・とあり、健康的な住まい方の普及啓発と普及に向けた教育(住育)の推進・・・とある。是非、具体的に組み込んでいただきたい。</p> <p>子供さんに限らず、若年層、中年層、</p>	<p>いただいたご意見については、さらに詳細な取組を行う上での参考にさせていただきます。</p>

	<p>老年層等に分けてでも、総括的にでもいいのですが、そのような住育の推進の具体的な施策の取組をお願いしたい。</p> <p>学校教育に「衣」と「食」はありますが、「住」はない。器としての「家」もさることながら、「住まい方」の教育はあるべきでは。</p>	
3	<p>基本的施策の2番目にある「健康的な住まい方の推進」は、「健康的な住まい及び住まい方の推進」ではないでしょうか。</p> <p>年間、約1万9千人もの方々がお風呂場で亡くなっていて、特に冬場に亡くなる方が多いという傾向が出ています。お風呂場に限らず、トイレ、洗面所等暖房されていない場所での死亡も同様ではないかと思います。また、死亡に至らなくても、半身不随等の障害が残り、不自由な生活になり、豊かな生活を送ることが難しくなるものと思います。</p> <p>高断熱の家、即ち健康的な住まいにし、健康的な住まい方により、顕著に改善されるものと思います。</p> <p>が、このような観点が県民の皆様には浸透していないのが現状ではないでしょうか。</p> <p>積極的に施策として取り組んでいただきたいと思います。具体的な施策はどのようなものなのでしょうか。</p>	<p>基本方針2の実現の方向「⑤地域や環境に配慮した住まいづくり」の基本的施策「健康的な住まい方の推進」において記載しましたように、「健康的な住まいとその普及(住育)」に取り組むことが「健康的な住まい方の推進」ととらえています。</p> <p>具体的な施策については、「健康的な住まい方の促進」に取り組むこととしており、いただいたご意見については、さらに詳細な取組を行う上での参考にさせていただきます。</p>
4	<p>適切な住宅市場の形成において、安全で安心、豊かさを実感するだけでなく、「健康」の観点も必要で、今後需要が期待されるCLT等の部材・広報等新たな技術の習得だけでなく、必然的に「高断熱化」の技術も必要ではないでしょうか。</p>	<p>「健康」の観点において「高断熱化」の技術を活用すべきとのご意見については、「健康的な住まい方の推進」のさらに詳細な取組を行う上での参考にさせていただきます。</p>
5	<p>「耐震基準を満たした住宅戸数は思うように伸びませんでした」「みえの住まい</p>	<p>3ページから5ページに記載しましたように、これまでの取組のうち、高齢者向け</p>

	<p>の人財バンクを活用した普及啓発と長期優良住宅の認定戸数は低調でした」「多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備の取組は不十分であり、既存住宅の適正な管理に必要なリフォームや既存住宅の流通は十分進んでいるとは言えない状況です」「三重県あんしん賃貸住宅の登録については進んでいません」との結果の記載がありますが、それは何故そのような結果になったのでしょうか。折角の非常に素晴らしい取組であるにも拘らず、その原因を紐解かないと成果に結びつかないのではないのでしょうか。</p>	<p>住宅戸数等のように取組が順調に目標達成できたものがある一方、耐震基準を満たした住宅等のように目標の達成が困難になったものがあります。そのうち、目標の達成が見込めないものについて検証をおこなったところ、新築住宅における長期優良住宅の割合や既存住宅の流通シェア等成果の低い事業については、その取組自体が、県民の皆さんの関心が高まるまで至らなかったために成果があがらなかったことが主な原因として明らかになりました。</p> <p>そこで、本計画ではその対策として、多様な主体が連携して普及啓発を行うことで、県民の皆さんへの取組の浸透を図っていきたいと考えており、「みえの住まいのコンシェルジュ」（仮称）等を活用した普及啓発を、国、市町、住宅関連事業者・団体、県民の皆さんがそれぞれ役割を果たして取り組めるよう施策単位で明記することといたしました。</p>
6	<p>長期優良住宅という言葉がありますが、県民の皆様は分かっているのでしょうか。また一般住宅に対する優位性は何でしょうか。</p>	<p>長期優良住宅の普及促進については、基本方針2の「⑤地域や環境に配慮した住まいづくり」の県の取組として普及促進に取り組めます。長期優良住宅の優位性については、県のHP <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/43419031392.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/43419031392.htm</a> をご参照ください。</p>
7	<p>三重の木に関してですが、一定の規格基準とは何でしょうか。また、三重の木の特徴あるいは他県産材に対する優位性はあるのでしょうか。</p>	<p>三重の木については、県のHP <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/72891015179.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/72891015179.htm</a> をご参照ください。</p>
8	<p>県民に期待する役割として、「個々人の生活に適した住宅の質や性能等の確保」と「地域の住まいづくりへの積極的な参画と協力」とありますが、県として県民の皆様へ情報提供等の具体的な活動はど</p>	<p>「県民に期待する役割」は、県民の皆さんの自主的な取組を記載しています。また、県民の皆さんの自主的な取組を促すための県の取組等については、「県の役割」に記載いたしました。本計画に基づいた個</p>

	のようにされているのでしょうか。	別の施策において、県民の皆さんが住まいに関心を持っていただくよう取り組んでいきたいと考えています。
9	「三重県地域住宅協議会」等を通じて、連携・協力を図ります・・・とありますが、協議会の組織、活動内容等はどのようなもののでしょうか。	「三重県地域住宅協議会」は、県・市町で構成し、住宅政策全般に関わる相互の情報提供、情報交換を行っています。
10	「みえの住まいコンシェルジュ」(仮称)の概念が出てきています。これは、今後構築するものなのですか、それとも名称は異なるが同様の概念のものが既にあるのでしょうか。	「みえの住まいコンシェルジュ」(仮称)については、「必要な情報の提供や関連事業者等とのマッチング等を支援」する体制として新たに取り組むものです。具体的には、今後の施策展開の中で構築していきます。
11	県の取組として、「住まいに関する統計調査の実施」がありますが、どのような内容を、どのような方法で実施されるのでしょうか。また、いつごろ実施されるのでしょうか。	現在県では、国、市町と連携して5年毎に実施する住宅・土地統計調査(国勢調査の1/5の調査区で実施する抽出調査。調査内容は住宅の構造や建築時期、所有関係等)等の調査を行っており、引き続き取り組むこととしています。 次回の住宅・土地統計調査は平成30年の予定です。(HP <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/s_kensei/ci600003841.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/s_kensei/ci600003841.htm</a> をご参照ください。)
12	前述しましたが、「みえの住まいコンシェルジュ」(仮称)の相談体制の整備・充実の具体的な取進めはいかがでしょうか。	「みえの住まいコンシェルジュ」(仮称)の具体的な取組については、本計画に基づく具体的な施策展開において取り組む予定です。
13	みえの住まいコンシェルジュ(仮称)の相談受付件数の現状値が900件となっていますが、どういう形で相談が行われているのでしょうか。名称とか、相談方法とか。	現状の900件は、県民の皆さんに近い地域の建築士等がリフォーム相談に対応していただく「みえの住まいの人財バンク」制度において、27年度に助言や語り部活動を行ったのべ件数を参考として記載しています。